平成28年4月1日告示第26号

改正

令和2年4月1日告示第29号 令和4年4月2日告示第47号 令和4年8月5日告示第80号 令和7年3月26日告示第36号

愛南町移住者住宅改修支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、町内にある空き家の有効活用を図り、県外から町内への移住及び定住を促進するため、移住者が行う住宅の改修等に要する費用に対し、予算の範囲内で愛南町移住者住宅改修支援事業補助金(以下「補助金」という。)を交付することについて、愛南町補助金等交付規則(平成17年愛南町規則第5号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

- 第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
 - (1) 空き家 愛媛県空き家情報バンク又は愛南町空き家・遊休農地情報バンク (以下「空き家 バンク」と総称する。) に登録された物件であって、これらのバンクを通じて売買又は賃貸借 されたもの
 - (2) 移住者 県外から町内に住民票を異動した者(町内の高等学校への就学、所属企業等の業務命令に基づく転勤、所属企業と関連のある企業等への赴任等によるものは除く。)
 - (3) 働き手世帯 構成員に18歳以上60歳未満の者がいる世帯
 - (4) 子育て世帯 18歳未満の子又は孫のいる世帯 (補助対象者)
- **第3条** 補助金の交付の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。
 - (1) 令和2年4月1日以後の移住者(同日以後に県内の他市町に移住した者であって、その後町内に住民票を異動したものを含む。)であって、移住先の住所地に5年以上居住する意思を有すること。
 - (2) 補助金の交付申請時において、働き手世帯又は子育て世帯に該当すること。
 - (3) 補助金の交付申請時において、本人及び同一世帯に属する者が町税(町民税及び固定資産税をいう。)を滞納していないこと。

(4) 過去に補助金の交付を受けたことがないこと。

(補助対象住宅)

- 第4条 補助金の対象となる住宅(以下「補助対象住宅」という。)は、移住者が居住を目的として購入し、又は賃借した一戸建て住宅で、次の各号のいずれにも該当するものとする。
 - (1) 空き家バンクに登録されていた住宅であること。
 - (2) 申請者が補助対象住宅について、次条に規定する補助事業を行うことができる権限を有していること。
 - (3) 過去に補助対象住宅とされていないこと。

(補助対象経費及び補助率等)

第5条 補助対象経費及び補助率等は、別表のとおりとする。

(補助金の交付申請)

- 第6条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、愛南町移住者住宅改修 支援事業補助金交付申請書(様式第1号)に、次に掲げる書類を添えて、町長に申請しなければ ならない。
 - (1) 誓約書
 - (2) 町税納税証明書(同一世帯の納税義務者を含む。)
 - (3) 申請者が補助対象物件に係る住宅の改修等を行うことができる権限を有することを証明する書類
 - (4) 補助対象事業費の算出根拠
 - (5) 住宅の図面
 - (6) 現況写真
 - (7) 他の公的助成制度を利用するときは、その制度の申請書の写し
 - (8) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類
- 2 申請者は、前項の規定による補助金の申請額に1,000円未満の端数が生じるときは、これを切り 捨てるものとする。

(補助金の交付決定)

第7条 町長は、前条に規定する申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、必要な条件を付して補助金の交付を決定し、愛南町移住者住宅改修支援事業補助金交付決定通知書(様式第2号)により速やかに申請者に通知するものとする。

(補助事業の変更承認申請)

- 第8条 前条の規定による補助金の交付決定通知を受けた申請者(以下「補助事業者」という。) は、補助金の交付決定を受けた事業(以下「補助事業」という。)について、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ愛南町移住者住宅改修支援事業補助金変更等承認申請書(様式第3号)を町長に提出し、その承認を受けなければならない。
 - (1) 補助事業の内容を変更しようとするとき。
 - (2) 配分した経費の区分ごとに、その事業費の20パーセントを超える額の変更をしようとするとき。

(補助事業の中止及び廃止)

第9条 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ愛南町移住 者住宅改修支援事業中止(廃止)承認申請書(様式第4号)を町長に提出し、その承認を受けな ければならない。

(実績報告)

- 第10条 補助事業者は、補助事業完了後、速やかに愛南町移住者住宅改修支援事業実績報告書(様式第5号)に次に掲げる関係書類を添えて、町長に提出しなければならない。
 - (1) 補助対象事業費の明細書
 - (2) 補助対象事業費の支払が確認できる書類の写し
 - (3) 完成写真
 - (4) 他の公的助成制度を利用するときは、その制度の完了報告書の写し
 - (5) その他町長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第11条 町長は、前条に規定する実績報告書を受理したときは、その内容を審査し、必要に応じて 調査を行い、適当と認めるときは、補助金の額を確定し、愛南町移住者住宅改修支援事業補助金 確定通知書(様式第6号)により補助事業者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第12条 前条の規定による補助金の額の確定通知を受けた補助事業者は、愛南町移住者住宅改修支援事業補助金請求書(様式第7号)を町長に提出しなければならない。

(補助金の交付)

第13条 町長は、前条の規定による請求書を受理したときは、補助金を交付するものとする。

(目的外使用の禁止)

第14条 補助事業者は、補助金を他の目的に使用してはならない。

(指導監督)

第15条 町長は、補助事業の実施に関して、必要に応じて検査し、指示を行い、又は報告を求める ことができる。

(交付決定の取消し等)

- 第16条 町長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金交付の決定 を取り消し、又は変更することができる。この場合において、既に補助金が交付されているとき は、町長は、その全部又は一部の返還を命ずるものとする。
 - (1) この告示及び補助金の交付の条件に違反したとき。
 - (2) 偽りその他不正な手段により、補助金の交付を受けたとき。

(関係書類の保管)

第17条 補助事業者は、補助事業に係る収入支出の帳簿及証拠書類を整備し、補助事業終了の年度 の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

(その他)

第18条 この告示に定めるもののほか、補助事業に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附則

この告示は、公表の日から施行する。

附 則 (令和2年4月1日告示第29号)

この告示は、公表の日から施行する。

附 則(令和4年4月2日告示第47号)

(施行期日)

1 この告示は、公表の日から施行し、改正後の愛南町移住者住宅改修支援事業費補助金交付要綱の規定は、令和4年4月1日から適用する。

(経過措置)

2 この告示の施行の日の前日までに、改正前の愛南町移住者住宅改修支援事業費補助金交付要綱の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この告示の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則 (令和4年8月5日告示第80号)

この告示は、公表の日から施行する。

附 則(令和7年3月26日告示第36号)

(施行期日)

1 この告示は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の日の前日までに、改正前の愛南町移住者住宅改修支援事業費補助金交付要綱の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この告示の相当規定によりなされたものとみなす。

別表(第5条関係)

		補助対象経費	補助率等
住宅の	木工事	部屋の増改築、間仕切りの変更、床材・内壁	
改修		等の変更等	補助対象経費の2
	屋根工事	屋根材葺(ふ)き替え、雨漏り修理、屋根瓦の	/3(100万円を上限
		補修等	とする。)
	サッシ工事	玄関建具取替え、断熱サッシ工事、シャッタ	子育て世帯の場合
		一取付け等	補助対象経費の2
	建具工事	各種建具(ドアノブ、鍵、戸車、レール等)	/3(100万円及び18
		取替え等	歳未満の者の数に100
	内装工事	床、天井、壁等のクロス貼替え等	万円を乗じて得た額
	外装工事	外壁の改修、張替え、塗替え、コーキング補	の合計金額 (合計金額
		修等	が400万円を超えると
	塗装工事	屋根・外部鉄部塗替え等	きは、400万円)を上
	左官タイル工事	室内壁塗替え、内外タイル貼替え補修等	限とする。)
	給排水設備工事	給湯設備、浴室、洗面、トイレ、キッチン改	
		修工事等	
	電気設備工事	老朽電気配線、コンセントの取替え等	
	エクステリア工事	住宅と一体化しているテラス及びベランダ	
		の設置、改修等	
	省エネ設備工事	住宅に組み込まれる省エネ設備の設置工事	
		(家庭用蓄電池、高効率給湯器、雨水貯蓄設	
		備等)	
	外構工事等	車庫、物置、倉庫、門扉、壁等の工事及び植	

	樹、剪(せん)定、除草等の植栽工事(住宅の 改修と合わせて行うものに限る。)	
家財道	入居又は住宅の改修のために不要な家財道具の搬出入、処分又	補助対象経費の2/
具の搬	は清掃	3(20万円を上限とす
出等		る。)

様式第1号(第6条関係)

様式第1号(第6条関係)

年 月 日

愛南町長

様

申請者 住所 氏名 電話番号

(EII)

年度愛南町移住者住宅改修支援事業補助金交付申請書

年度愛南町移住者住宅改修支援事業補助金の交付を受けたいので、愛南町移住 者住宅改修支援事業補助金交付要綱第6条の規定により下記のとおり申請します。

記

- 1 補助金申請額 ¥
- 2 事業区分 (□ 住宅の改修 □ 家財道具の搬出等)
- 3 添付書類
 - (1) 誓約書
 - (2) 町税納税証明書(同一世帯の納税義務者を含む。)
 - (3) 申請者が補助対象物件に係る住宅の改修等を行うことができる権限を有す ることを証明する書類
 - (4) 補助対象事業費の算出根拠
 - (5) 住宅の図面
 - (6) 現況写真
 - (7) 他の公的助成制度を利用するときは、その制度の申請書の写し
 - (8) その他町長が必要と認める書類

(別紙1)

愛南町移住者住宅改修支援事業 事業計画書

1 収支予算

(住宅の改修)

収	入	支	出
費目	金 額	費目	金 額
町補助金	円	住宅改修経費	円
自己負担金	円		
計	円	計	円

(家財道具の搬出等)

収	入	支	出
費目	金 額	費目	金 額
町補助金	円	家財道具搬出等	円
自己負担金	円	経費	円
計	円	計	円

(合計)

٠.				
	収	入	支	出
	費目	金 額	費目	金 額
	町補助金	円	住宅改修、家財	円
	自己負担金	円	道具搬出等経費	円
	計	円	計	円

2 申請者(住宅改修等実施者)

氏名		年齢		性別	□男	□女
現住所						
電話番号						
メールアドレ						
ス						
移住の時期						
移住前の住所						
移住の理由						
	※年齢は申請年度の4月	1日現	上在			
世帯構成(年齢)						

3 事業計画

事業実施場所 (物件の所在地)		
空き家情報バン ク	□ 登録あり □ 登録なし	
	構造 : □ 木造 □ 鉄骨 □ 鉄骨コン □ その他() 階数 : □ 平屋 □ 2階 □ 3階	
住宅の構造等	□ その他()	
	形式 : □ 専用住宅 □ 併用住宅 [□ 店舗 □事業所 □その他()]	
申請者の区分	□ 所有 □ 賃借 □ その他()
実施内容	(家財道具の搬出等)	
請負業者	所在地(住所) 業者名(代表者氏名)	
実施予定期間	着工予定 年 月 日 竣工予定 年 月 日	
他の公的助成制 度	□ 利用あり (補助金名: 受給日: 補助額: 円) □ 利用なし	

(別紙2)

誓 約 書

愛南町長

申請者 住所 氏名

(EII)

愛南町移住者住宅改修支援事業補助金の申請に当たり、下記の事項について相違ないことを誓約します。

記

- 1 本事業により改修等を行った住宅に、補助金額の確定通知があった日から5年以上継続して居住します。
- 2 本事業により改修等を行った住宅を、補助金額の確定通知があった日から5年未満に取壊し、売却、賃貸等を行いません。
- 3 改修等が完了した日以後、1か月以内に入居します。

様

- 4 県内の高等学校、大学、高等専門学校等への就学、所属企業等の業務命令に基づく転勤、所属企業と関連のある企業等への赴任、結婚による転居等ではありません。
- 5 申請者及び同一世帯に属する者は、前住所地を含め市町村税(市町村民税及び固 定資産税)を滞納していません。
- 6 愛南町移住者住宅改修支援事業補助金交付要綱を遵守し、上記の事項に違反し、 又は事実と相違することがあったときは、直ちに補助金の全部又は一部を返還しま す。

愛南町移住者住宅改修支援事業補助金交付決定通知書

 愛南町指令
 第
 号

 年
 月
 日

樣

愛南町長 即

年 月 日付けで申請のあった愛南町移住者住宅改修支援事業補助 金の交付について、次のとおり決定するので、愛南町移住者住宅改修支援事業補助金 交付要綱第7条の規定により通知します。

1	交付年度	年度
2 交付決定金額		円
3	交付の条件及び指示	(1) この補助金は、この補助事業の目的以外に使用してはなりません。 (2) この補助事業については、町長が調査し、又は監査委員が監査することがあります。 (3) 愛南町移住者住宅改修支援事業補助金交付要綱第16条各号のいずれかに該当するときは、この決定の全部又は一部を取り消すことがあります。 (4) (3)により取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し既に補助金が交付されているときは、期限を定めて返還していただきます。

(却下の場合) 却下の理由 様式第3号(第8条関係) 様式第3号(第8条関係)

年	月	日

愛南町長 様

年度愛南町移住者住宅改修支援事業補助金変更等承認申請書

年 月 日付け愛南町指令 第 号で交付決定の通知を受けた 愛南町移住者住宅改修支援事業補助金について、事業の内容に変更が生じたので、愛 南町移住者住宅改修支援事業補助金交付要綱第8条の規定により下記のとおり申請 します。

記

- 1 変更の理由
- 2 変更の内容
- 3 変更申請額

 既交付決定額
 Y

 変更後の申請額
 Y

 差引増減額
 Y

- 4 添付書類
 - (1) 変更の内容を示す書類(変更後の設計図面、見積書、契約書等の写し等)
 - (2) その他町長が必要と認める書類

様式第4号(第9条関係) 様式第4号(第9条関係)

年 月 日

愛南町長 様

申請者 住所 氏名 ® 電話番号

年度愛南町移住者住宅改修支援事業中止(廃止)承認申請書

年 月 日付け愛南町指令 第 号で補助金の交付決定の通知を 受けた愛南町移住者住宅改修支援事業について、次のとおり中止(廃止)したいので、 愛南町移住者住宅改修支援事業補助金交付要綱第9条の規定により下記のとおり申 請します。

記

- 1 中止(廃止)の理由
- 2 中止(廃止)の内容
- 3 中止期間(廃止の時期)

様式第5号(第10条関係) 様式第5号(第10条関係)

年	月	日

愛南町長 様

 申請者 住所

 氏名
 ⑩

 電話番号

年度愛南町移住者住宅改修支援事業実績報告書

年 月 日付け愛南町指令 第 号で補助金の交付決定の通知 を受けた愛南町移住者住宅改修支援事業が完了したので、愛南町移住者住宅改修支援 事業補助金交付要綱第10条の規定により下記のとおり報告します。

記

- 1 補助金交付決定額 <u>¥_____</u>
- 2 事業区分 (□ 住宅の改修 □ 家財道具の搬出等)
- 3 添付書類
 - (1) 補助対象事業費の明細書
 - (2) 補助対象事業費の支払が確認できる書類の写し
 - (3) 完成写真
 - (4) 他の公的助成制度を利用するときは、その制度の完了報告書の写し
 - (5) その他町長が必要と認める書類

愛南町移住者住宅改修支援事業 事業実績書

1	収支決算
	1 12 12 material

_	(住宅の改修)			
	収	入	支	出
	費目	金 額	費目	金 額
	町補助金	円	住宅改修経費	円
	自己負担金	円	1	
	計	円	計	円
	(家財道具の搬出等			
	収	入	支	出
	費目	金 額	費目	金 額
	町補助金	円	家財道具搬出等	円
	自己負担金	円	経費	
	計	円	計	円
	(合計)			
	収	入	支	出
	費目	金 額	費目	金 額
	町補助金	円	住宅改修、家財	円
	自己負担金	円	道具搬出等経費	
	計	円	計	円
_				
2	事業実績 事業実施場所	T		
	(物件の所在地)			
		構造 : □木:		 □ 鉄骨コン
		"~	の他()
	7)	階数: 口平	屋 □ 2階	□ 3階
	住宅の構造等	''^^` □ ₹'	の他()
		形式 : 日 專	用住宅	 +**; ≥ t;
		│	用住宅〔□ 店舗 □その他(□事業所
	申請者の区分	□所有□貨		
		(住宅の改修)		•
	 実施内容		·	
	20,0171	(家財道具の搬出等)	
		所在地(住所)		
	請負業者 	業者名(代表者氏	名)	
	実施予定期間	着工 年 月	月 日、竣工	年 月 日
	你不么好睡去啊	□ 利用あり		
	他の公的助成制 度	(補助金名: 補助額:	円)	
	~	□ 利用なし	147	

様式第6号(第11条関係) 様式第6号(第11条関係)

愛南町移住者住宅改修支援事業補助金確定通知書

愛南町指令 第 号 年 月 日

様

愛南町長即

年 月 日付け愛南町指令 第 号で交付を決定した愛南町移住者住宅改修支援事業補助金について、次のとおり確定するので、愛南町移住者住宅改修支援事業補助金交付要綱第11条の規定により通知します。

補助金確定額

円

様式第7号 (第12条関係) 様式第7号(第12条関係)

年 月 日

愛南町長 様

年度愛南町移住者住宅改修支援事業補助金請求書

年 月 日付けで補助金の額の確定通知があった愛南町移住者住宅 改修支援事業補助金について、愛南町移住者住宅改修支援事業補助金交付要綱第12 条の規定により下記のとおり請求します。

記

- 1 交付決定額 <u>¥</u>______
- 2 交付確定額 <u>¥_____</u>
- 3 交付請求額 <u>¥</u>______

【口座振込先】

金融機関名	銀行・信用金庫	支店
預金種別	普通 ・ 当座	
口座番号		
ふりがな		
口座名義人		

※口座名義人は、申請者(請求者)と同一であること。